

留 意 事 項

- 営業日及び営業時間の変更に伴い、運営規程の変更が必要な場合は、変更日から 10 日以内に、介護・福祉事業課事業者指定担当及び各保健所福祉室まで変更届の提出を行ってください。
- 単なるサービス提供の曜日変更については、軽微な変更にあたるため、サービス利用計画の変更の必要はありません。
- 重要事項説明書の変更は必要ありませんが、チラシ等の手段により、利用者本人又は家族に御説明願います。